

浜松市公告第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成26年7月28日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター浜松インター店
浜松市東区松小池町112-1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数	備考
駐車場No. 1 (店舗敷地)	77台	
駐車場No. 2 (南側駐車場)	81台	
駐車場No. 3 (契約駐車場)	59台	
駐車場No. 4 (契約駐車場)	63台	
駐車場No. 5 (契約駐車場)	84台	
合計	364台	

(変更後)

位置	収容台数	備考
駐車場No. 1 (店舗敷地)	77台	
駐車場No. 2 (南側駐車場)	81台	
合計	158台	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社カーマ	午前9時30分	午後8時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社カーマ	午前7時00分	午後8時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時00分から午後8時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後8時30分まで

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数	位置	
出入口	8箇所	駐車場No. 1	No. 1 出入口及びNo. 2 出入口
		駐車場No. 2	No. 5 出入口及びNo. 6 出入口
		駐車場No. 3 及びNo. 4	No. 7 出入口及びNo. 8 出入口
		駐車場No. 5	No. 9 出入口及びNo. 10 出入口
出口	1箇所	駐車場No. 1	No. 3 出口
入口	1箇所	駐車場No. 1	No. 4 入口
合計	10箇所		

(変更後)

区分	出入口の数	位置	
出入口	4箇所	駐車場No. 1	No. 1 出入口及びNo. 2 出入口
		駐車場No. 2	No. 5 出入口及びNo. 6 出入口
出口	1箇所	駐車場No. 1	No. 3 出口
入口	1箇所	駐車場No. 1	No. 4 入口
合計	6箇所		

3 変更する年月日

上記2の(1)①の駐車場の位置及び収容台数の変更については、平成27年3月24日

上記2の(2)①の开店時刻の変更及び②の駐車場を利用できる時間帯の変更については、平成26年7月25日

上記2の(1)③の駐車場の出入口の数及び位置の変更については、平成27年3月24日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

小売業者		住所
名称	代表者	愛知県刈谷市日高町三丁目
株式会社カーマ	代表取締役 豊田 芳行	411番地

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,206㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗建物南側	24台

② 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
店舗建物内北側	90.0㎡

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
店舗建物内北側	25.5㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行なうことが出来る時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで